

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月14日
【四半期会計期間】	第57期第1四半期(自平成30年1月1日至平成30年3月31日)
【会社名】	株式会社ルックホールディングス
【英訳名】	LOOK HOLDINGS INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田 和洋
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 正男
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9332
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 正男
【縦覧に供する場所】	株式会社ルックホールディングス大阪支店 (大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 江戸堀センタービル16階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第1四半期連結 累計期間	第57期 第1四半期連結 累計期間	第56期
会計期間	自平成29年 1月1日 至平成29年 3月31日	自平成30年 1月1日 至平成30年 3月31日	自平成29年 1月1日 至平成29年 12月31日
売上高 (百万円)	11,235	11,544	43,040
経常利益 (百万円)	544	324	1,747
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	453	223	1,536
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	707	560	2,511
純資産額 (百万円)	20,321	21,331	22,122
総資産額 (百万円)	29,743	30,973	31,364
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	11.87	5.84	40.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.2	67.8	69.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績に関する分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、訪日外国人による免税需要などで化粧品や高額品が好調に推移しているものの、衣料品に関する消費者の節約志向は依然として強く、総じて厳しい環境が続きました。

このような状況の中、当社は1月から社名を株式会社ルックホールディングスに変更し、持株会社体制に移行いたしました。当社グループは、当事業年度を最終年度とする中期経営計画で掲げる重点政策「既存事業の収益向上」、「Eコマース事業の拡大」、「積極的な新規事業開発」に引き続き取り組み、安定的な収益基盤の確立に努めてまいりました。

これらの結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は115億4千4百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は3億1千1百万円（前年同期比45.5%減）、経常利益は3億2千4百万円（前年同期比40.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億2千3百万円（前年同期比50.8%減）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、中核事業会社の株式会社ルックにおいて、「キース」や「イルピゾンテ」、「マリメッコ」をはじめとした主要ブランドが堅調に推移し、既存事業の売上は前年同期を上回りました。また、「A.P.C.」を展開するA.P.C. Japan株式会社において、レディスウエアや雑貨の売上が好調に推移したほか、「デンハム」を展開する株式会社デンハム・ジャパンにおいては、新規出店を推し進めた結果、売上が増加いたしました。一方、Eコマース事業では、ルックメンバーシップの会員数増加に伴い、売上は好調に推移いたしました。新規事業では、株式会社ルックにおいてフランスのライフスタイルブランド「ベンシモン」の独占輸入販売を開始し、本年2月に「ベンシモン オトゥール・デュ・モンド代官山店」を東京代官山にオープンいたしました。これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、75億9千4百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益は4億2千万円（前年同期比4.5%増）となりました。

「韓国」につきましては、株式会社アイディールックにおいて、「サンドロ」「マージュ」などインポートブランドの売上が引き続き好調に推移いたしました。一方、アウトレット販売における粗利益率の低下等により、営業利益は前年同期を下回りました。株式会社アイディジョイにおいては、既存店の売上が堅調に推移いたしました。その結果、韓国の当第1四半期連結累計期間の売上高は37億3千8百万円（前年同期比3.9%増）、営業損失は3千4百万円（前年同期は1億1千6百万円の営業利益）となりました。

「その他海外」（香港・中国）につきましては、ルック（H.K.）Ltd.（香港）において、展開ブランドの減少により売上が前年同期を下回りました。洛格（上海）商贸有限公司においては、Eコマース事業が堅調に推移いたしました。その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は5千1百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益は0百万円（前年同期比90.4%減）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は113億8千4百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は3億8千6百万円（前年同期比26.3%減）となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、中核事業会社の株式会社ルックからの受注減少により、売上高が前年同期を下回り、当第1四半期連結累計期間の売上高は7億5千3百万円（前年同期比6.4%減）、営業利益は6百万円（前年同期比27.1%減）となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、外部受託取扱高が減少した結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2億6千7百万円（前年同期比12.2%減）、営業利益は1千6百万円（前年同期比47.7%減）となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッションナブルフーズ・インターナショナルが展開する「ジェラテリア マルゲラ」において、展開店舗数の減少により売上高が前年同期を下回りました。その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1千5百万円（前年同期比35.3%減）、営業損失は1千4百万円（前年同期は9百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態に関する分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、時価の下落により投資有価証券が3億9千2百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ3億9千万円減少し、309億7千3百万円となりました。

負債は、借入金が7億2千4百万円増加した一方、支払手形及び買掛金が5億1千2百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ4億円増加し、96億4千1百万円となりました。

純資産は、その他有価証券評価差額金が2億7千8百万円、為替レートの変動により為替換算調整勘定が4億8千8百万円、それぞれ減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ7億9千万円減少し、213億3千1百万円となりました。

これらの結果、自己資本比率は、67.8%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に迅速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、平成29年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa.またはb.に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

上記(ロ)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を、提出していただくべき情報の量等に応じて取締役会が適当と認める期限までに、当該「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

その概要は以下のとおりであります。

- a.買付者等およびそのグループの詳細
- b.大規模買付等の目的、方法および内容
- c.大規模買付等の対価の算定の根拠
- d.大規模買付等に要する資金の裏付け
- e.買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その具体的内容
- f.大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要

- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

(二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下のa.またはb.の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記a.およびb.の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社取締役会は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(へ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。

当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご代替案を提示することもあります。

(ホ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保とするため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(へ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様にご判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

上記の取り組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記の取り組みが上記の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容を踏まえた内容となっております。

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成29年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。本プランの有効期間は、当該定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みとなっております。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様が意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様が直接の意思に依拠することとなります。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様が情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）で11はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

提出会社の状況

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数は、前事業年度末と比較して、626名減少し、73名となりました。これは主に、平成30年1月1日に当社を吸収分割会社とする吸収分割により、当社のアパレル関連事業を分割継承会社である連結子会社、(株)ルック（平成30年1月1日付で(株)ルック分割準備会社より商号変更）に継承したためであります。

当社の従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

(注)平成30年3月29日開催の第56回定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって、発行可能株式総数が24,000,000株に変更されます。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,237,067	38,237,067	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
計	38,237,067	38,237,067		

(注)平成30年3月29日開催の第56回定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって、単元株式数が100株に変更されます。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年1月1日～ 平成30年3月31日		38,237,067		6,340		1,631

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 68,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,976,000	37,976	-
単元未満株式	普通株式 193,067	-	-
発行済株式総数	38,237,067	-	-
総株主の議決権	-	37,976	-

（注）1．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株（議決権1個）含まれております。

2．「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式759株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社ルック（注）	東京都目黒区中目黒2丁目 7番7号	68,000	-	68,000	0.18
計	-	68,000	-	68,000	0.18

（注）当社は平成30年1月1日付で株式会社ルックホールディングスへ商号を変更しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,971	5,842
受取手形及び売掛金	5,755	5,179
商品及び製品	8,481	8,428
仕掛品	436	343
原材料及び貯蔵品	306	251
繰延税金資産	1,353	1,401
その他	600	587
貸倒引当金	64	66
流動資産合計	21,841	21,968
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,219	1,272
土地	1,665	1,637
その他(純額)	951	827
有形固定資産合計	3,836	3,737
無形固定資産		
462	462	414
投資その他の資産		
投資有価証券	3,353	2,961
敷金	1,708	1,740
退職給付に係る資産	5	-
その他	292	287
貸倒引当金	137	137
投資その他の資産合計	5,222	4,852
固定資産合計	9,522	9,005
資産合計	31,364	30,973

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,353	2,841
短期借入金	106	830
未払金	55	105
未払費用	1,569	1,561
未払法人税等	275	252
未払消費税等	166	248
返品調整引当金	41	35
賞与引当金	122	270
ポイント引当金	43	34
関係会社事業損失引当金	5	-
資産除去債務	56	39
その他	301	271
流動負債合計	6,096	6,490
固定負債		
長期借入金	1,900	1,900
繰延税金負債	472	355
退職給付に係る負債	157	284
役員退職慰労引当金	11	21
資産除去債務	214	238
その他	388	351
固定負債合計	3,144	3,151
負債合計	9,241	9,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,340	6,340
資本剰余金	1,631	1,631
利益剰余金	11,759	11,751
自己株式	18	19
株主資本合計	19,713	19,705
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,530	1,251
為替換算調整勘定	528	39
その他の包括利益累計額合計	2,058	1,291
非支配株主持分	350	334
純資産合計	22,122	21,331
負債純資産合計	31,364	30,973

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
売上高	11,235	11,544
売上原価	5,599	6,049
売上総利益	5,636	5,494
販売費及び一般管理費	5,064	5,182
営業利益	572	311
営業外収益		
受取利息	3	3
貸倒引当金戻入額	4	8
その他	35	26
営業外収益合計	43	39
営業外費用		
支払利息	5	5
為替差損	41	4
固定資産除却損	10	13
その他	12	3
営業外費用合計	71	26
経常利益	544	324
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	-	5
特別利益合計	-	5
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	-	3
関係会社事業損失引当金繰入額	3	-
特別損失合計	3	3
税金等調整前四半期純利益	541	326
法人税等	88	99
四半期純利益	453	226
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	0	3
親会社株主に帰属する四半期純利益	453	223

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
四半期純利益	453	226
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	24	279
為替換算調整勘定	230	508
その他の包括利益合計	254	787
四半期包括利益	707	560
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	713	544
非支配株主に係る四半期包括利益	5	16

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が8月31日であった(株)レッセ・パッセは、連結財務諸表作成に当たり、11月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引について必要な調整をおこなっておりましたが、当第1四半期会計期間より決算日を12月31日に変更しております。

この決算期変更により、当第1四半期連結損益計算書は、平成29年12月1日から平成30年3月31日までの4か月間を連結しております。

これにより、当第1四半期連結累計期間の売上高は222百万円、営業利益は2百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は9百万円それぞれ増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

当社及び一部の連結子会社において、税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合については、重要な加減算項目を加味し、法定実効税率を使用して計算しております。

(追加情報)

連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間から当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日及び当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び四半期連結会計期間末日満期手形が、前連結会計年度末残高及び当四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年3月31日)
受取手形及び売掛金	11百万円	2百万円
支払手形及び買掛金	37	19
流動負債その他	5	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
減価償却費	212百万円	195百万円
のれんの償却額	0	0

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成29年1月1日至平成29年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	190百万円	5円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年1月1日至平成30年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月29日 定時株主総会	普通株式	229百万円	6円00銭	平成29年12月31日	平成30年3月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には持株会社体制への移行記念配当1円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	アパレル関連事業				生産及び OEM事業	物流 事業	飲食 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	韓国	その他 海外	計						
売上高										
外部顧客への 売上高	7,421	3,593	52	11,068	106	37	24	11,235	-	11,235
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	11	4	-	15	698	267	-	982	982	-
計	7,432	3,598	52	11,083	805	305	24	12,218	982	11,235
セグメント利益 又は損失()	402	116	5	524	8	31	9	554	17	572

(注)1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。なお、当社グループの管理費用等については、持株会社体制移行前であり、算出等が実務上困難なため、「アパレル関連事業」の「日本」に含めて開示していません。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	韓国	香港	中国	合計
7,589	3,593	39	13	11,235

当第1四半期連結累計期間（自平成30年1月1日 至平成30年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	アパレル関連事業				生産及び OEM事業	物流 事業	飲食 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	韓国	その他 海外	計						
売上高										
外部顧客への 売上高	7,586	3,731	51	11,369	156	2	15	11,544	-	11,544
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7	7	-	15	597	265	-	877	877	-
計	7,594	3,738	51	11,384	753	267	15	12,422	877	11,544
セグメント利益 又は損失()	420	34	0	386	6	16	14	394	82	311

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額はセグメント間の取引に関わる調整額534百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 617百万円であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない持株会社に係る費用であります。なお、当第1四半期連結会計期間より、持株会社体制に移行したことに伴い、当社において新たに報告セグメントに帰属しない全社費用が発生しております。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、従来決算日が8月31日であった連結子会社(株)レッセ・パッセは、決算日を12月31日に変更しております。この変更により、当第1四半期連結累計期間における(株)レッセ・パッセの会計期間は4か月となっております。

なお、当第1四半期連結累計期間に含まれる(株)レッセ・パッセの平成29年12月1日から平成29年12月31日までの売上高及びセグメント利益は「アパレル関連事業」の「日本」でそれぞれ222百万円及び2百万円であります。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	韓国	香港	中国	合計
7,761	3,731	36	15	11,544

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は平成29年3月30日開催の第55回定時株主総会における吸収分割契約の承認を受け、平成30年1月1日付で当社を吸収分割会社とする会社分割(吸収分割)を実施し、同日付で商号を「株式会社ルックホールディングス」に変更いたしました。

1. 取引の概要

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社のアパレル関連事業

事業の内容 婦人服等の企画・販売

(2)企業結合日

平成30年1月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社100%子会社として新設した株式会社ルック分割準備会社を吸収分割継承会社とする吸収分割

(4)結合後企業の名称

株式会社ルック(平成30年1月1日付で株式会社ルック分割準備会社より商号変更)(当社100%子会社)

(5)その他取引の概要に関する事項

当社グループの更なる成長のため、より一層の経営に係る意思決定の迅速化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制の構築を図ることを目指し、また、各事業会社の経営を有為な人材に担わせることにより、次世代の経営人材を育成するとともに、グループの企業価値をさらに向上させることを目的として行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年 3 月31 日)
1 株当たり四半期純利益金額	11円87銭	5円84銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	453	223
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益金額 (百万円)	453	223
普通株式の期中平均株式数 (株)	38,171,713	38,167,518

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

当社は平成30年 4 月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づく新株式の発行を行うことについて決議いたしました。

1 . 発行の目的及び理由

当社は、平成30年 2 月13日開催の取締役会及び平成30年 3 月29日開催の第56回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役等に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式を付与する制度 (譲渡制限付株式報酬制度) を導入することを決議いたしました。

2 . 発行の概要

(1) 払込期日	平成30年 5 月25日		
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 116,000株		
(3) 発行価額	1株につき352円		
(4) 発行総額	40,832,000円		
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役 (社外取締役を除く)	4 名	88,000株
	当社の取締役を兼務しない執行役員	1 名	5,000株
	当社子会社の取締役	3 名	18,000株
	当社子会社の取締役を兼務しない執行役員	1 名	5,000株

(注) 平成30年 3 月29日開催の第56回定時株主総会において決議いたしました株式併合の効力発生日が平成30年 7 月 1 日であるため、株式併合調整前の株式数もしくは発行価額を記載しております。

3 . 発行する株式の譲渡制限期間

平成30年 5 月25日 ~ 平成33年 5 月25日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月11日

株式会社ルックホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルックホールディングスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。